

不用品など何でも買い取るという電話にご注意！

事例

「リサイクルショップを開設するので、古着や陶器などどんなものでも買い取る」と女性から電話があり、訪問を了承した。古着などを準備して待っていると、来訪したのは男性で、「買い取るのは貴金属、テレカ、切手だけ。貴金属があれば見せてほしい」と言われた。電話の説明と違くと戸惑ったが、すでに家の中に通して置いて断りにくかったため、しかたなく指輪2個を見せた。業者は結局この指輪を6千円で買い取っただけで帰って行った。冷静に考えると、最初から貴金属だけが目当てだったのではないか。(60歳代 女性)



平成25年の特定商取引法の改正により
こんな風になりました。



- 飛び込みの勧誘はできなくなりました。
- 消費者(売却者)から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合は、査定をこえた勧誘行為は禁止となります。
- 品目や価格など、法律で記載が定められた書面(法定書面)を買取時に消費者(売却者)に交付する義務があります。
- 消費者(売却者)は、書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、売却契約の無条件解除(クーリング・オフ)ができます。
- クーリング・オフ期間中は、売却品を消費者(売却者)の手元で保管できるようになりました。

なお、「訪問買取」の規定が適用されない例外の商品もあるので、注意が必要です。判断や対応に困ったらお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください！





生活安全情報

長井警察署生活安全課から

特殊詐欺発生防止!

金融機関でお金を引き出す時や、コンビニエンスストアで電子マネーを購入する時、その使い道をたずねられることがあります。これはその方が一人で判断して騙されることを防ぐため、警察と金融機関、コンビニエンスストアが連携して実施している特殊詐欺防止対策の一つです。昨年は県内で約2億円の特殊詐欺被害が発生し、計算すると1日あたりの被害額は約57万円に! 動揺している当事者に一人で判断をさせないことが、重要です。



消費生活出前講座

—消費者トラブルにあわないために—

「置賜消費生活センター」では、皆様の集会や学習会に講師が出向き、消費生活に関する困りごとや最近の契約トラブル事例とその対処法などを分かりやすく説明する「消費生活出前講座」を実施しています。費用は無料です。講座の時間は30分から1時間程度です。講座の内容

は、講座中心のものから、寸劇や消費生活に潜む、危険の手口を紹介した「未然かるた」や、歌に合わせて軽い体操をするなど皆様のご要望に沿った内容で行います。

出前講座の
お問い合わせ・
お申し込みは、
こちらへ!



10月・11月の消費生活法律相談

10月 6日(木) 13:30~15:30

11月10日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話 : 0238(24)0999

FAX : 0238(26)6072